解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

東京都杉並区永福三丁目三七番二号

特定非営利活動法人杜の会

代表清算人　川合　弘子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

京都市下京区西木屋町通上の口上る梅湊町八三の一　ひと・まち交流館京都

特定非営利活動法人京都市老人福祉施設協議会事業センター

代表清算人　羽賀　進

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

大阪市中央区安土町一丁目七番一三号

特定非営利活動法人集・住・環境ネットワーク

清算人　松永　道久

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年五月二十日山口県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

山口県岩国市山手町二丁目六五―二二

周東町久宗土地区画整理組合

清算人　下前　義明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月十八日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

北海道札幌市中央区南四条西一〇丁目一〇一〇番地　財団法人北海道ハンセン病協会

代表清算人　立野太刀雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成十年二月二十四日付北海道知事の設立許可の取消しにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

北海道旭川市六条通一〇丁目右一号

財団法人旭川会館

代表清算人　千葉　健夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

新潟県長岡市摂田屋一丁目一五二四番地三

財団法人摂田屋保育園

清算人　朝日　ノブ

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

大阪府摂津市正雀本町一丁目二一番一八号

サニーハイツ橋本二〇二号

特定非営利活動法人全人的健康塾

代表清算人　北山　紀代

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により平成二十三年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

大阪市中央区石町二丁目一番七号

財団法人淀川水源地域対策基金

代表清算人　宮井　宏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月三十日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

兵庫県淡路市浦一〇四六番地

財団法人井植愛郷会

清算人　井植　敏

解散公告（第二回）

当社は、平成十四年十二月三日旧商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

広島県福山市南松永町四丁目五番四三号

株式会社昭和マリンコーポレーション

代表清算人　簗　邦明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

福岡県柳川市上宮永町三八番地一

特定非営利活動法人柳川まちづくり楽校

代表清算人　西嶋　洋

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

沖縄県石垣市字白保二九番地

農事組合法人平久保牧野組合

代表清算人　立田　博久

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月六日開催の社員総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

秋田県秋田市雄和平尾鳥字田向一五六番地

社団法人雄和平尾鳥援護会

代表清算人　酒井　俊一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月四日

宮崎県東諸県郡綾町大字南俣四四二番地五

医療法人昭英会

清算人　坂川　史郎

第14期決算公告

平成23年7月4日

英国領ケイマン諸島、ＫＹ１―1104グランドケイマン、ジョージタウン、171エルギンアベニュー、クリケットスクエア、バウンダリーホール

エイチシー・アセット・ファイナンス・ケイマン・リミテッド

日本における代表者　與賀田洋一

貸借対照表の要旨（平成23年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,021	流動負債	8,812
		固定負債	1,203
		負債合計	10,016
		資本金及び資本準備金	0
		利益剰余金	4
		純資産合計	4
資産合計	10,021	負債・純資産合計	10,021